

## 白楊ヶ丘同窓会東京支部規約

### 第1章 総則

(名称、事務所)

第1条 本会は、白楊ヶ丘同窓会東京支部であり、事務所を東京都に置く。

(組 織)

第2条 本会は、関東地区に在住する白楊ヶ丘同窓会通常会員（母校卒業生およびかつて母校に在学した者）および特別会員（母校の旧職員）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、母校および白楊ヶ丘同窓会本部ならびに他支部との連絡を密にし、会員相互の親睦融和を図り、母校教育の精神を発揚し、母校の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 役員

(役員、選任)

第4条 本会に次の役員を置く。

1) 支部長 1名

評議員会が通常会員の中から選出する。

2) 副支部長 若干名

支部長が通常会員の中から指名し、評議員会の同意を得て選任する。

3) 理 事 若干名

支部長が評議員の中から指名し、評議員会の同意を得て選任する。

4) 評議員 若干名

卒業回数会員数に応じ互選する。互選する評議員の基準は、概ね次のとおりとする。

会 員	評議員
30 人未満	1 人
60 人未満	2 人
61 人以上	3 人

5) 監 事 2名

評議員会が通常会員の中から選出する。

(職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。

2) 副支部長は、支部長を補佐し、会務を分担指揮し、支部長事故あるときは、卒業回数の順により、支部長の職務を行うものとする。

3) 理事は、会務を分担処理する。

4) 評議員は、卒業回期の会員を代表する。

評議員は、所属卒業回期会員の動静を把握し、会務執行に協力する。

5) 監事は、毎年1回会計を監査し、結果につき支部長および評議員会に文書をもって報告する。

なお、必要ありと認めた場合は、随時監査を実施することができる。

(任期)

第6条 役員の任期は3年とし、選出または選任された年の大会終了をもって始期とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 補欠または増員による役員の任期は、前任または現任者の残存期間とする。

(顧問)

第7条 支部長は、評議員会に諮り、顧問を推挙することができる。

2 顧問は、支部長の諮問に応ずる。

### 第3章 会議

(会議の区分、構成)

第8条 本会の会議を分ち、評議員会および理事会とする。

2 評議員会は、支部長、副支部長、理事および評議員をもって構成する。

3 理事会は、支部長、副支部長、理事をもって構成する。

4 第1項の会議は、支部長が招集し、議長となる。

5 会議の議案は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約に関する議決は、評議員会出席者数の3分の2以上の同意を要する。

(評議員会)

第9条 評議員会は、次の事項につき審議決する。

1) 支部長、副支部長、理事および監事の選出に関する事項

2) 規約の制定および改廃に関する事項

3) 会費、財務および事業計画(報告)に関する事項

4) その他評議員会議長が必要と認める事項

(理事会)

第10条 理事会は、次の事項を執行する。

1) 評議員会の決定および委任事項

2) 会務執行に関し必要と認める事項

2 会務執行のため、会務分掌規程を設けることができる。

## 第4章 事業

(内容)

第11条 本会は、次の事業を行う。

- 1) 会報の発行
- 2) 会員名簿の作成頒布
- 3) 大会の開催
- 4) 前各号のほか評議員会において必要と認める事項

(会報)

第12条 毎年1回会報を発行し、会員に配付する。

2 会報は、「東京白楊だより」と称し、会務、事業および財務その他必要事項を掲載する。

(名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成し、会員に頒布する。

2 会員名簿の改訂発行は、概ね5年毎に行うものとする。

(大会)

第14条 本会は、毎年1回大会を開催する。

2 大会の運営方法は、理事会が決める。

(会員の動静)

第15条 会員は、その住所、氏名、職業または身上などに異動があるときは、速やかにその旨を所属卒業回期評議員に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた評議員は、速やかに事務所に連絡するものとする。

(会員の慶弔)

第16条 会員に慶弔あるときは、本会の名において慶弔の意を表する。

(本部への事業報告)

第17条 白楊ヶ丘同窓会本部への本会の事業運営状況の報告は、会報により報告する。

## 第5章 財務

(財源)

第18条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

2 通常会員の負担する会費の額は、評議員会が別に定める。

3 特別会員は、会費を要しない。

(剰余金)

第19条 収入支出決算剰余金は、その10分の3以上の相当額は積立金とし、残額は次年度に繰越しする。

2 積立金は、評議員会の承認を得なければ使用することはできない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 附則

第1条 この規約は、昭和58年10月21日から施行する。ただし、第6条第1項は、昭和60年度の大会の日から施行する。

第2条 昭和58年10月21日現に支部長、副支部長および監事の職に在るものは、第4条第1号、第2号および第5号の規定により、選出または選任されたものとする。

2 昭和58年10月21日現に理事の職に在るものは、第4条第4号に定める評議員に互選されたものとする。

3 昭和58年10月21日現に常任理事の職に在るものは、第4条第3号に定める理事に選任されたものとする。

以上